

明治後期の京都府における校外生活統制の展開

—方法としての生徒の「自治」をめぐる—

難 波 知 希

はじめに

明治後期を境に「校外取締」や「校外監督」と称される教師の営みが全国各地で盛んに行われるようになったことが知られている。これらを「校外生活統制」と総称して検討を進める筆者は、これまでに明治後期の東京府と宮城県における中等学校によるそれについて、地域性を考慮に入れつつその方法の特徴を詳らかにしてきた¹⁾。両府県ともに家庭との連携をとるという方法と生徒の居所を明瞭化するという方法の2つがよく採られた方法であったことが明らかとなったが、校外で過ごす生徒の行動に対し教師が直接に行う統制をめぐるのは、姿勢の違いが見られた。東京府ではそのような統制を教師がほとんど行わずに矯風社という民間組織に外部委託していたのに対し、宮城県では仙台市教育会が設立した学生保護部の委員とともに教師が積極的に統制に乗り出していたのであった。校外生活統制を主導する教師に視点を据えたとき、前者を「省力傾向」、後者を「完遂傾向」と捉えて理論づけをしてみせることもできるだろう。そこで浮上するのは、さらにほかの府県で行われている校外生活統制にはどのような方法上の特徴があり、どのような視角のもとに理論づけられるのか、という問いである。

このような関心のもと、本稿は明治後期の京都府における校外生活統制の展開を検討してゆく。明治後期の京都府における「校外取締」・「校外監督」については、斉藤利彦が京都府立第一中学校と同第五中学校の『学校一覧』をもとに若干の論及を行っている²⁾。斉藤によれば、府立一中では「学校側の恣意にまかされやすい概念」であると見取られる「本校生徒タルノ本分」が維持されているかどうかが統制の「基準」であったと指摘され、府立五中では生徒の「読み物」や「友人の選択」に関する統制までもが行われていたと指摘されている。斉藤の論及は、地域性という変数を考慮に入れてなされたもの

ではないが、京都府においても「校外取締」・「校外監督」が「抽象的」な基準によって「家庭や私的領域」も含めて「広汎」に行われていたと示すことに主眼があったと整理できる。管見の限り、京都府における「校外取締」・「校外監督」に論及する研究はほかになく、斉藤の指摘が研究史上の到達点をなしている。

これに対し、本稿は京都府立京都学・歴史館所蔵の京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」に収められている「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」³⁾という未見史料を手がかりに、地域性を考慮に入れつつ新たな知見を加えることを試みる。同史料は、1906（明治39）年6月9日に公布された文部省訓令第1号「学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件」⁴⁾（以下「風紀振肅訓令」と略す）に応じて京都府第二部長田中勝之丞が発した学第3740号という照会とその照会に対する各学校の回答を通覧できるものである。学第3740号については後に詳論するが、府内各学校の校外生活統制の方法を通覧できる史料と言え、明治後期の京都府における校外生活統制を検討する上で格好の史料であると確言できる。

先んじて見通しを述べれば、明治後期の京都府においては、生徒に自律を促すことで校外生活統制を達成しようとするという方法上の特徴がよく見られ、ほかの府県とは異なる「信任傾向」として理論づけしてみせることができると考えている。確かに富岡勝の研究によれば、1906（明治39）年に再開された京都帝国大学の寄宿舎の舎生たちが組織した「自彊会」という団体は、「学生生活案内書を編纂して中学・高校の生徒たちに対して規律正しい学生生活を提唱した」と指摘されており⁵⁾、舎生たちの「自治」活動が中等教育を受ける生徒にまで影響を及ぼしたことが示唆されている。京都府という地域性を考慮に入れて検討を試みることの意義が浮かび上がる。

そこで本稿は、特に中等学校に焦点を合わせつつ、次のように行論を進めてゆく。まず第1節では、先に述べた学第3740号という照会についてその特徴を明らかにした上で、それに基づく府内各学校からの回答の状況を概観する。次に第2節では、それら回答を整理して全体傾向を示し出すとともに、その分析を試みる。続く第3節では、第2節で明らかとなった京都府でよく見られる校外生活統制の方法上の特徴について、いくつかの学校を事例として掘り下げて考察する。これらを通して、明治後期の京都府における校外生活統制の展開を詳らかにしたい。

1. 学第3740号の発出とその受けとめ

(1)学第3740号の特徴

1906（明治39）年6月18日、京都府第二部長の田中勝之丞は、次にその草案を示す学第3740号を「府立学校長」、及び「〔京都——引用者〕市長、南桑田、与謝郡長」に宛てて発出した⁶⁾。

本月九日文部省訓令第一号ヲ以テ教育上現下ノ通弊ト認ムヘキ事項ニ関シ誠告訓示セラレ候ニ就テハ向後益生徒ノ持操ヲ堅実ニシ其趣味ヲ高潔ナラシメ自動自制ノ力ヲ長養シテ社会幾多ノ誘惑ヲ排シ一意其志業ニ向テ奮励セシムル様一層監督ヲカメラルヘキ儀ト存候右ニ付学校ニ於テ生徒教養上従来及今後共生徒ノ風紀ヲ振肅シ其元氣ヲ作興センカ為ニ如何ナル事項ヲ奨励セラル、カ又嚴戒禁止セラル、ハ如何ナル事項ニ候哉詳細具申相成度依命此段及照会候也

1906（明治39）年6月9日に公布された「文部省訓令第一号」、すなわち風紀振肅訓令の趣旨を受け、京都府では次の4つの方法原理に則ってより「監督」に力を入れていくべきであることがまず強調されている。その方法原理とは、生徒の①節操を手堅く守らせること、②「趣味」を気高くけがれないものとする、③自らを制しながらも自ら動く力を育むこと、生徒に④社会にある数多くの「誘惑」を斥けて志す学業に集中して励むよう促すこと、の4つである。いずれにも否定の命令表現は見られず、特に③として示している「自動自制ノ力」を育むことに象徴されるように、むしろ生徒に言動の自己統制を期待する方法原理で占められているように読める。

次いで京都府として求めるのは、各学校に対する次の2つの問いへの回答である。第1は、生徒への「教養」という視点からして「従来」行われていた、そして「今後共」行われる、生徒の「風紀ヲ振肅」するため、あるいは生徒の「元氣ヲ作興」するために「奨励」している事項を問う問いへの回答である。第2は、第1の問いと同じ目的で「嚴戒禁止」している事項を問う問いへの回答である。ここで注目を要することが2つある。1つは、これらの問いで問われているのは「従来」行われていたことと「今後」も行われることの両方であり、無論その回答は1906（明治39）年時点における単なる「現況報告」にはとどまらないということである。回答には風紀振肅訓令を受けての展望も含意されていると理解して差し支えないだろう。もう1つは、「風紀ヲ振肅」する、「元氣ヲ作興」するために「奨励」、あるいは「嚴戒禁止」している事項はどのような事項か、という問い方は、校外のことのみを、すなわち校外生活統制のみを問う問い方ではないということである。回答には必然的に校内での統制に関することも含まれるため、分析に際しては注意が必要となる。とはいえ、双方を厳密に区別しての分析ではなく、明確に校内での統制と確言できるもののみを除外しての分析が有効であろう。問いに見られる校内と校外の境界の曖昧さこそに意味があると考えられるためである。

このような読み取りを踏まえてほかの府県と比較したとき、この学第3740号はさらに2つの特徴をもつ。第1に、ほかの府県と異なって風紀振肅訓令そのものを根拠として各学校に対して「照会」を行っているということが特徴として指摘できる。既に明らかになっているように、この時期の各府県では各学校に対し同種の問いが向けられていた。1905（明治38）年11月29日に文部次官木場貞長より発出された宮普第125号「学校生徒ノ学校外取締ニ関スル通牒」（以下「校外取締通牒」と略す）を発端として、「校外取締」・「校外監督」に関し各府県に対して文部省による調査（便宜のため「校外取締調査」と称す）が行われていたのである。この「校外取締調査」では、「校外取締通牒」、そして1906（明治39）年6月27日に文部次官心得・文部省専門学務局長の福原鎌二郎より発出された発普第206号を根拠として各学校に回答が求められることが一般的であり、風紀振肅訓令そのものを根拠として各学校に回答が求め

られ、その結果として回答が提出されることは稀であった⁷⁾。したがって、この学第3740号を根拠とする京都府による調査を「校外取締調査」の一環と見なせるのかは定かではなく、文部省の影響下でない京都府独自の調査と見ることも可能である。

第2に、先にも整理して指摘したように、生徒に対する「監督」強化に際し京都府として独自の方法原理を明示していることが特徴として指摘できる。管見の限り、ほかの府県では各学校に対して文部省の解釈を踏襲しながら調査を進めることが多いが⁸⁾、京都府では文部省の解釈にかかわらず独自の解釈を明示して調査を進めている。既に生徒に言動の自己統制を期待しているように読めると指摘したが、そのような京都府の解釈が各学校における「今後」の校外生活統制の方針を方向づけたとも考えられる。もっとも、後述するように、各学校の回答においては必ずしも「従来」行われていたことと

「今後」も行われることが厳密に区別されているわけではないため、京都府の解釈による方向づけを立証することには困難が伴う。ここでは飽くまで学第3740号に見られる4つの方法原理は京都府独自の解釈と考えられることのみを指摘しておきたい。

このような種々の特徴をもつ学第3740号は、「追テ本文具申書ハ来ル二十五日迄ニ御届出相成度候也」として⁹⁾、各学校に対し6月25日までの回答を要求していた。それでは、この回答要求を受けて各中等学校はどのような動きを見せたのだろうか。

(2)各中等学校からの回答提出状況

そもそも1906（明治39）年6月の時点で京都府にはどれほどの中等学校が存在したのだろうか。次に示す表1は、1906（明治39）年度時点で京都府内に存在する全ての中等学校（中学校・高等女学校・実業学校）を所在地ごとに整理したものである。

表1 京都府内の中等学校（1906（明治39）年度）

所在地	校名	略称	生徒数
京 都 市	京都府立第一中学校	府立一中	600
	京都府立第一中学校分校	府立一中分校	290
	私立清和中学校	清和中	285
	私立京都中学校	京都中	72
	京都府立第一高等女学校	府立一高女	763
	京都府立第二高等女学校	府立二高女	516
	私立京都淑女高等女学校	淑女高女	212
	京都市立商業学校	市立商業	727
	京都市立美術工芸学校	市立美術工芸	154
	京都市立染織学校	市立染織	98
紀 伊 郡	京都府立第二中学校	府立二中	552
葛 野 郡	京都府立農林学校	府立農林	204
	京都市立簡易商業学校	市立簡易商業	638
南桑田郡	南桑田郡立高等女学校	南桑田高女	135
相 楽 郡	相楽郡立農林学校	相楽農林	55
何 鹿 郡	何鹿郡東八田村立農林学校	東八田農林	56
天 田 郡	京都府立第三中学校	府立三中	290
	天田郡立女子工芸学校	天田女子工芸	51
与 謝 郡	京都府立第四中学校	府立四中	340
	与謝郡立高等女学校	与謝高女	110
中 郡	中郡五箇村立農林学校	五箇農林	37
熊 野 郡	熊野郡立農林学校	熊野農林	63

典拠）京都府編『明治三十九年 京都府統計表 第二編（学事）』、京都府、1908年、附録1-3頁より筆者作成。

註）①本表では、京都市を起点として各郡を概ねの距離の遠近に応じて、昇順に配列した。

②本表における略称とは、本稿で用いる略称を指す。

③中学校、高等女学校、実業学校とも生徒数は全学科の合計の生徒数を示している。

④1906（明治39）年12月31日限りで閉鎖を命じられた私立吉田中学校については、年度途中での閉校と理解し本表から省いた（「文部省告示第百九十二号」『官報』第6992号、1906年10月18日、1頁）。

これによれば、1906（明治39）年度時点で京都府には中学校7校（府立5校、私立2校、分校を含む）、高等女学校5校（府立2校、郡立2校、私立1校）、実業学校10校（府立1校、市立4校、郡立3校、村立2校）の計22校が存在していたことがわかる。生徒数は22校合わせて6,248人であった（中学校2,429人、高等女学校1,736人、実業学校2,083人）。

このうち、京都市内には約45%に相当する計10校（中学校4校、高等女学校3校、実業学校3校）が存在し、10校合わせての生徒数は3,717人（中学校1,247人、高等女学校1,491人、実業学校979人）であったことがわかる。これは京都府全体の生徒数の約59%に相当し、特に京都市に学校、生徒が集中していたことが理解されよう。

これら22校のうち、学第3740号に対する回答を確認できるのは、次の表2に示す15校である。既に確認をしたように、学第3740号の宛所は「府立学校長」と「〔京都——引用者〕市長、南桑田、与謝郡長」であったため、該当しない6校の回答は当然確認できない。また、府立一中分校の回答も、府立一中の回答と実態としては同一と見られるが、それとは異なる独自の回答として見出すことは難しい。したがって、回答率は実質100%と算出することができよう。

15校のうち、府立学校7校は府へ直接回答を提出

表2 府への回答提出状況

提出者	校名（略称）	提出日
府立一中		6月25日
府立二中		6月26日
府立三中		6月23日
府立四中		6月25日
府立一高女		6月27日
府立二高女		6月25日
府立農林		6月28日
京都市	清和中	7月2日
	京都中	
	淑女高女	
	市立商業	
	市立美術工芸	
	市立染織	
南桑田郡	南桑田高女	6月25日
与謝郡	与謝高女	7月2日

典拠）前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」より筆者作成。

し、京都市に位置する6校、南桑田郡の1校、与謝郡の1校は各々市、郡経由で回答を提出した。

このほか、専門学校、各種学校の回答もいくつか確認することができるが、本稿の射程には収まりえないため、既述の通り考慮の外に置いている。続いて、各中等学校の回答を整理して示してみたい。

2. 京都府の中等学校による校外生活統制

府へ回答を提出した15校は、それぞれどのような校外生活統制の方法を採っていたのだろうか。次に示す表3にこれを整理して明示しよう。

表3によれば、まずほかの府県と同様に、京都府においても家庭との連携をとるという方法と生徒の居所を明瞭化するという方法の2つがよく採られた方法であったことが明らかとなる。ただし、注意を要するのは、生徒の居所を明瞭化するという方法がほかの府県ほど積極的には採られていなかったと見られることである。京都府において、家庭との連携をとるという方法を採用するのは、校外生活統制を行う全15校のうち約87%に相当する13校であり、生徒の居所を明瞭化するという方法を採用するのは、同じく約67%に相当する10校であった。例えば東京府の私立中等学校の場合、前者の方法を採用学校の割合は約70%、後者の方法を採用学校の割合は約93%であった¹⁰⁾。宮城県の中等学校に目を移せば、前者の割合は約65%、後者の割合は約88%であった¹¹⁾。単純な割合の比較は論証の厳密さを欠くが、敢えて比べれば、生徒の居所を明瞭化するという方法は90%近い学校が行っていても不自然ではないほど根強く支持された方法であったが、京都府においては70%に満たない程度の学校でしか見られない方法であった。その理由は定かでないが、ほかの府県の中等学校に比べて京都府の中等学校は相対的に生徒の居所への関心が弱いと言うことはできる。対して、むしろ京都府において顕著なのは家庭との連携をとるという方法が根強く採られていたということである。ほかの府県と比較しても、格段に支持されていることがわかるだろう。

次に明らかとなるのは、生徒の気風の善導を図る方法が非常によく採られているということである。この方法は筆者がこれまでに検討を試みた府県では決してよく採られた方法であるとは言えず、京都府の地域性による特徴とも考えられる。全15校のうち

表3 中等学校による校外生活統制の方法

[illegible]

典拠 前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誡告指示」付具具体的事項等照会の件」より筆者作成。

(注) ①表中の「○」はその学校がその方法を採用していることが明確に確認できることを意味し、「△」はその学校がその方法を採用しているとは断定されずとも、その方法を採っていることを意味している。

②表中の「◎」は方法の特徴がその学校に合致して、その学校に「○」や「△」の表示がなくとも、史料上その特徴に合致していると判断された場合には「◎」を付している。

③実施率の計算にあたっては、「○」と「△」を同値とした。

約93%に相当する14校で採られている方法であり、根強い支持を窺い知れる。要はこの方法は校内で行われる教育活動を通して生徒の「気風」、「精神」、「品性」を教師にとってよい方向に導くことにより校外でのさまざまな問題を未然に防ぐことを狙った方法であると概括できる。ゆえに、生徒への信頼を前提とする方法であるとも捉えうる。具体的には、生徒に「撃剣」、「柔道」などの運動や「遠足」を奨励することによって修養を促す方法や、修身科の学習内容を通して校外生活への注意を促す方法などがある。これらの方法は直接に校外における生徒の言動を統制するものではないが、間接に作用し結果として校外生活統制の機能を果たしたと考えられる。先に述べた、校内と校外の境界を曖昧なままに問う学第3740号の問い方を考慮に入れば、このような方法の特徴が析出できることも頷けるだろう。

最後に指摘しておきたいのは、校外生活への干渉とも捉えうるそのほかの方法についてである。全15校のうち約80%に相当する12校で見られ、いくつかの学校では見られないものの多くの学校で見ることができる方法であると評せる。特によく採られたのは、生徒の飲食店、劇場、遊戯場などへの出入に対し制限をかける、あるいは禁止するという方法や、校外における生徒の新聞・雑誌の購読や読書に制限をかけるという方法である。これらの方法は「完遂傾向」を見せる宮城県でもよく採られている方法であり¹²⁾、根強い支持をもつ方法であると考えられる。京都府における校外生活への干渉とも捉えうるそのほかの方法は、これらの方法に加えて、さらに注目を要する方法を含んでいる。それは、生徒の「自治」による「(校外)風紀取締組織」の設置に顕著に見られる、生徒の「自治」を基礎とする方法である。次にこの方法に関し、いくつかの学校を事例として掘り下げて考察してみたい。

3. 生徒の「自治」を基礎とする校外生活統制

校外生活統制の史的展開における生徒の「自治」の位置づけについては、既に富岡勝が拙稿に寄せた論評のなかで重要な指摘を行っている。すなわち、先にも述べた文部省による「校外取締調査」の結果を整理している小冊子『学校生徒校外取締二関スル調査』には「生徒ノ自治ヲ主トスル監督」という章

が立てられており、明治後期の長野県では現にこれに該当する方法を採る中学校が存在するという指摘がなされたのである¹³⁾。この指摘を考慮に入れば、京都府において生徒の「自治」を基礎とする方法が見られたことは特筆して考察すべき事実であることが了解されるだろう。

これを踏まえて、いくつかの中等学校を事例に掘り下げて考察を加えてみよう。具体的には、「校外風紀取締組織」を設ける与謝郡に位置する府立四中と与謝高女、類似の「自治的機関」を設ける京都市に位置する府立一高女、組織を設けているわけではないものの生徒の「自治」への期待をかける京都市に位置する市立商業、紀伊郡に位置する府立二中を事例としたい。

(1) 生徒の「自治」による校外生活統制の組織化

校外生活統制を学校の教師ではなく何らかの組織が担うことそれ自体は珍しくない。例えば東京府の場合には矯風社という民間組織への外部委託に期待が高まっていたし、宮城県の場合には仙台市教育会が設立した学生保護部による活動に信頼が寄せられていた¹⁴⁾。京都府の場合にはそのような教育、あるいは警察関係者による組織は見られないものの、代わって生徒の「自治」による組織をいくつかの学校で見ることができる。その事例として、府立四中、与謝高女、府立一高女の3校を検討しよう。

与謝郡に位置する府立四中は、府への提出書類に「校外風紀取締組織図」という図面を別紙として添えていた。その図面の裏面には、「備考」として次のような説明が付されている¹⁵⁾。

本校生徒中外泊通学生ノ為メニ校外風紀取締組織（一名互助区域）ヲ設ケ

(甲)図ノ如ク宮津ヲ六区ニ分チ其各部ニ就キ自治の方針ヲ以テ部長副長ヲ選挙セシメ更ニ校長ノ名ヲ以テ各自ニ辞令ヲ交付セリ
要職員中其居処等ノ便否ヲ参酌シ監督トシテ各部ニ配置シ時間外散歩等ノ序ヲ以テ其分担区域ニ属スル生徒ノ行為ニ注目セシメヲ委嘱セリ

(乙)図ニ示セル宮津町外ニ於ケル部分モ前項ト全シ

1905（明治38）年12月に発行されたと見られる府立四中の『父兄保証人心得』によれば、同校には寄宿舎生に相当すると見られる「入塾生」のほかに「自

宅通学生」が存在し¹⁶⁾、この説明にある「外泊通学生」にあたると考えられる。つまり、「校外風紀取締組織」による校外生活統制の対象は「自宅通学生」であったと理解できる。「校外風紀取締組織図」は「宮津町内（甲）」と「宮津町以外（乙）」に分けられ、さらに前者は「第一部」から「第六部」までの6つに、後者は「本校」を中心として「校北部」、「校西部」、「校東部」、「校南部」の4つに分けられている。それぞれ教師と生徒の名前が書き込まれており、例えば「第三部」の場合、教師の名前として「窪田教諭」、「野田教諭」、「佐々木教諭」と、生徒の名前として「部長 篠竹隆蔵」、「副長 大槻房吉」、「全原田万治」と書き込まれている。説明にあるように、この「部長」と「副長」は「自治の方針」による「選挙」で決められており、生徒の「自治」が「校外風紀取締組織」の基礎にあったと理解することができる。もっとも、併せて教師の名前も書き込まれていることから明らかなように、飽くまで「時間外散歩等ノ序」ではあるが、教師も校外での「生徒ノ行為ニ注目」することが求められており、教師の主導下においてのみ実現した生徒の「自治」であったことには注意を払わねばならない。

続いて、極めて類似した事例として、同じく与謝郡の与謝高女を見てみたい。与謝高女の場合にも、府への提出書類に府立四中のそれと酷似した「校外風紀取締組織図」が添付されている。やはり裏面の説明には、次のようにある¹⁷⁾。

本校生徒中外泊通学生ノ為メニ校外風紀取締組織一名互助方法ヲ設ケ右図ノ如ク宮津町ヲ六区ニ分チ其各部ニ就キ自治の方針ヲ以テ互助法ヲ設ケ正副部長ヲ選挙セシメ其上ニ職員中居処等ノ便否ヲ参酌シ監督トシテ各部ニ配置シ家庭訪問其他散歩等出入ノ序ヲ以テ生徒ノ行動ヲ監護スル組織ナリ

当町以内ノ通学生ノ数実ニ多数ヲ占ムルヲ以テ当町以外ノ通学僅々十数名ニ過ギス此ノ部分ノ監督モ前項ニ準ス

説明を読む限り、与謝高女の「校外風紀取締組織」は府立四中のそれとほぼ同種の組織であると考えることができる。図面を見ても「宮津町内（甲）」が6つに、「宮津町以外（乙）」が4つに分けられていることがわかり、部の分け方も同一であると判明する。ただし、府立四中のそれより規模は小さいものと見られ、例えば「第三部」のところには「監督

糸井教諭」、「部長 山田シデ」、「副長 有馬マツエ」と書き込まれており、部あたりの担当教師、生徒の数が少ないことがわかる。校種の違いによるためか、与謝高女の場合は、教師が生徒に注意を向けるのは「家庭訪問其他散歩等出入ノ序」であって、「生徒ノ行動」は「注目」されるのではなく「監護」とされたと捉えられている。生徒の「自治の方針」を基礎とすることには変わりはないが、「家庭訪問」や「監護」の語に見えるように、生徒を保護するという考えが前景化しているようにも読めることに注意したい。なお、府立四中と与謝高女の共通性から、与謝郡において校外生活統制をめぐる何らかの調整の機会が持たれたことも推測されるが、確言は困難である。

最後に、京都市に位置する府立一高女の事例を見てみよう。府へ提出された府立一高女の書類には、「自治的機関」という項目が立項されている。この項目の説明には、次のようにある¹⁸⁾。

学校ノ訓育事業ハ生徒各自ノ良心ニ訴フル外又別ニ団体ノ力ヲ利用スルヲ要ス本校ニハ生徒ノ組織ニ係ル春錦会ト云フモノアリ生徒自治的ニ活動シテ校風ヲ発揚スル機関トス会合ヲ分チテ総会ト部会トノ二種トシ部会ハ即級会ニシテ学級担任教員ヲ中心トシ其ノ指導ノ下ニ開会スルモノニシテ之ニ由リテ先ゾ一学級ノ団結ヲ強固ニシ生徒ハ互ニ協力ニテ学級ノ名誉ヲ毀損セザランヲ努メ相互ノ制裁ニヨリテ風紀ヲ維持スベキヲ図リ此ノ各団体ノ力及ボシテ全校ノ風紀ヲ発揚セシムル組織ナリ

この説明によれば、府立一高女には「生徒自治的ニ活動シテ校風ヲ発揚スル機関」である「春錦会」という組織があり、それは「総会」と事実上「級会」に相当する「部会」から成り、その「部会」が生徒「相互ノ制裁ニヨリテ風紀ヲ維持」していることが読みとれる。そして、これによって「全校ノ風紀ヲ発揚セシムル」ことを狙っているとされる。先に見た府立四中や与謝高女の組織とは異なり、校外生活統制を主眼とする組織ではないものの、「風紀」の語が見えることから、校の内外を問わず生徒の「自治」により生徒を統制する組織であったと考えられる。

このように、京都府内のいくつかの中等学校では生徒の「自治」による組織が校外生活統制を担っていたものと考えられる。それでは、このような組織

を伴わないそのほかの学校では、生徒の「自治」は校外生活統制と無縁であったのだろうか。

(2)校内における生徒の「自治」と校外生活統制

もちろん、生徒の「自治」による組織が校外生活統制を担う事例は決して多くない。とはいえ、そのような組織を伴わない学校において生徒の「自治」と校外生活統制が決して無縁であったわけでもない。そこで校内における生徒の「自治」と校外生活統制が関係する事例として、市立商業と府立二中の2校を検討してみたい。

京都市に位置する市立商業は、市へ提出した書類のなかで「生徒教養監督ノ方針」について、次に示す考えを記していた¹⁹⁾。

本校ハ生徒ヲシテ其持操ヲ堅実ナラシメ其趣味ヲ高潔ナラシメ其惡ニ逢ヒテハ自ラ之ヲ避ケ其善ヲ見テハ自ラ之ニ勇ムノ積極的人物ノ養成ニカメ或ハ各級ニ於テハ其自治心公共心ヲ喚起シ或ハ名士ノ講演訓誡ヲ乞ヒ或ハ活潑ナル遊戯ヲ盛ナラシメンコトヲ計レリ

「積極的人物ノ養成」のために、「各級」において生徒の「自治心公共心」を「喚起」することが方法として提示されている。この「生徒教養監督ノ方針」は射程を校内に限ったものではないため、校の内外を問わずこの方針によって生徒の言動は統制を被ると考えられる。その方針において、生徒の「自治心」に言及がなされていることは注目を要する。生徒の「自治心」を養うことによって校外生活統制が結果的に達成されるとも考えられるからである。

紀伊郡に位置する府立二中では、生徒の「自治」について、より踏み込んで言及されている。府への提出書類には、6項目目として「自動自制ノカラ養フ為ニハ特ニ施設セル所ナキモ」と記された後、続けて次のように記されている²⁰⁾。

ロ、学校ノ定ムル所ニシテ生徒カ視テ以テ不便トスル所ハ其規定、命令、時間割、教授法、采点ノ仕方等ヲ論セス自由ニ意見ヲ述ヘシム毎週一回担任及生徒会合シテ級会ヲ催ス級会ハ実ニ之レヲ主ナル目的トス

ハ、各組長集リテ組長会ヲ組織シ時々会合シテ生徒ノ風儀利害等ニ関シ意見ヲ定メ学校ニ上申スヘキ者ハ上申シ生徒間ノ規約ニ止ムヘキ者ハ相互申シ合セテ其實行ヲ期ス

ニ、学友会ノ諸技ハスベテ生徒ノ自治ニ一任シ

学校ハ只大体ノ方針ニツイテ其顧問ノ位置ニタツノミ器具ノ保存、風紀ノ維持モ大抵生徒委員ヲシテ之ニ当ラシム

生徒から見て学校の定める「規定、命令、時間割、教授法、采点ノ仕方」などについて「不便トスル所」に対して「自由ニ意見ヲ述ヘシム」ことを「主ナル目的」とする「級会」には目を引くが、それだけでなく「風紀」についても言及があるのが注目される。すなわち、「組長会」が「生徒ノ風儀利害」などに関し「意見」を準備し、学校へ「上申」するか、生徒間で調整できるものは「規約」として「実行ヲ期ス」か、いずれかの選択をするとされる。また、「学友会」による「風紀ノ維持」も「生徒ノ自治ニ一任」することとされ、学校は飽くまで「其顧問ノ位置ニタツノミ」とされる。生徒の「自治」を基礎として校の内外を問わない「風紀」の維持が図られようとする姿を見てとることができるだろう。

このように、生徒の「自治」による組織の存在はなくとも、校内における生徒の「自治」が校外生活統制と関係する事例はしばしば見られた。とはいえ、やはり教師の発意に基づくなど、その「自治」には限界もあったと考えるべきだろう。

おわりに

改めて確認すれば、本稿の主眼は明治後期の京都府における校外生活統制の展開を詳らかにすることにあった。先行研究が示してきたのは、ほかの府県と変わらずに「抽象的」な基準によって「家庭や私的領域」も含めて「広汎」に「校外取締」・「校外監督」を行う京都府の府立中学校の姿であった。対して、本稿は未見史料を手がかりとすることにより、次のようにこの知見の修正を試みた。

第1に、校外生活統制の方法に焦点を絞って分析することにより、ほかの府県と同様に家庭との連携をとるという方法と生徒の居所を明瞭化するという方法が採られていたことが明らかとなった一方で、京都府では生徒の気風の善導を図るという方法が特によく採られていたことが明らかとなった。生徒の言動に対する直接的な統制ではない、間接的な統制の方法として理解することができる。第2に、京都府においても校外生活への干渉とも捉えうる校外における生徒の言動に対する直接的な統制は行われてはいたが、いくつかの中等学校では生徒の「自

治」を基礎とする統制も行われていたことが判明した。よって、「抽象的」な基準により「家庭や私的領域」も含めて「広汎」に行われていたと捉える知見それ自体に誤りはないが、その知見の含意する抑圧を主とする統制像は修正を迫られねばならない。実際に行われていたのは生徒の気風の善導を図るさまざまな取り組みや生徒の「自治」による校外生活統制の遂行であったからである。筆者はこれを捉えて京都府では生徒への「信任傾向」が見られたと理解して理論づけを行いたい。もっとも、「自治」とはいえ教師の発意で、時には教師の主導下でのみ実現する「自治」に過ぎないという限界はある。その意味で京都府の事例はまさに「信任」に過ぎないと考えることもできるだろう。「自治」の意味するところや性格がさらに問われなければなるまい。

京都府に見られる「信任傾向」は隣接府県を含めほかの府県では看取されないのか。京都府で確かめられた生徒の「自治」の限界を超え出る府県は存在しないのか。地域性を踏まえた府県ごとの校外生活統制の検討は数多の課題を残している。

付記

本稿では史料の引用に際して、原則として漢字は常用漢字に改め、仮名遣いは原文のままとし、踊り字（繰返し符号）は適宜改めている。なお、本稿はJSPS特別研究員奨励費（課題番号：22J23153・22KJ1160）の助成を受けたものである。

註

- 1) 拙稿「明治後期の東京府における校外生活統制の展開—私立中等学校による「校外取締」・「校外監督」の方法の検討から—」『日本教育史研究』第42号、2023年。拙稿「明治後期の宮城県における校外生活統制の展開—中等学校による「校外取締」・「校外監督」と仙台市教育会による「学生保護事業」の検討—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第63巻、2024年。
- 2) 齊藤利彦『競争と管理の学校史—明治後期中学校教育の展開—』東京大学出版会、1995年、200-202頁。
- 3) 京都府立京都学・歴史館所蔵・京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」（簿冊番号：明39-0023）所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」（件名番号：069）。
- 4) 「文部省訓令第一号」『官報』第6882号、1906年6月9日、1頁。訓令の名称は『明治三十九年六月中 官報目録 自第六八七五号 至第六九〇〇号』（『官報』第6902号附録、1906年7月3日）、2頁に拠った。
- 5) 富岡勝「京都帝国大学における寄宿舎「自治」の成立とその変化」『日本の教育史学』第38集、1995年、124頁。
- 6) 前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」。なお、「〔京都—引用者〕市長、南桑田、与謝郡長」宛てのものには若干の字句の相違が見られる。
- 7) 拙稿、前掲論文「明治後期の東京府における校外生活統制の展開」。拙稿、前掲論文「明治後期の宮城県における校外生活統制の展開」。
- 8) 同前。
- 9) 前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」。
- 10) 拙稿、前掲論文「明治後期の東京府における校外生活統制の展開」。
- 11) 拙稿、前掲論文「明治後期の宮城県における校外生活統制の展開」。
- 12) 同前。
- 13) 富岡勝「難波知希氏の「明治後期の東京府における校外生活統制の展開—私立中等学校による「校外取締」・「校外監督」の方法の検討から—」を読んで」『日本教育史研究』第42号、2023年、34-35頁。なお、小冊子『学校生徒校外取締ニ関スル調査』とは、文部省普通学務局『学校生徒校外取締ニ関スル調査』私製、1907年10月（東京大学文書館所蔵「文部省往復 明治四十年 乙」（識別番号S0001/Mo130）所収「普通学務局ヨリ学校生徒校外取締ニ関スル調査書送付ノ件」、ならびに滋賀県立公文書館所蔵・滋賀県行政文書「閣省通牒書類」（請求番号：明-い-267）所収）を指す。
- 14) 拙稿、前掲論文「明治後期の東京府における校外生活統制の展開」。拙稿、前掲論文「明治後期の宮城県における校外生活統制の展開」。
- 15) 前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」。
- 16) 京都府立第四中学校「父兄保証人心得」私製、1905年12月（前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣誠告訓示に付具体的事項等照会の件」所収）。
- 17) 前掲、京都府行政文書「明治三十九年 師範学校」所

収「教育上現下の通弊と認むべき事項に関する文部大臣
誠告訓示に付具体的事項等照会の件」。

18) 同前。

19) 同前。

20) 同前。